

2021年9月10日

株 主 各 位

名古屋市中区丸の内二丁目9番40号

株 式 会 社 ア ル ペ ン

代表取締役社長 水 野 敦 之

第49回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、可能な限り株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面による議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年9月27日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年9月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
当社 アルペン丸の内タワー23階会議室
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第49期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第49期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）
計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の個別注記表および連結計算書類の連結注記表につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://store.alpen-group.jp/corporate>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類には、当社ウェブサイトに掲載している個別注記表および連結注記表を含みます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、お知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止への対応について

<株主の皆様へのお願い>

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、株主様の健康状態にかかわらず、可能な限り株主総会会場へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ・ 感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方は特に慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ・ 株主総会の議決権の行使につきましては、書面による事前の議決権行使を強くご推奨いたします。なお、行使期限は2021年9月27日（月曜日）午後6時到着分までとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

<会場でのお願い>

- ・ ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用など感染防止にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・ 会場受付にて非接触型体温計による検温をさせていただき、発熱があると認められた方、体調不良と思われる方は、ご入場を制限させていただきますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

<当社の対応について>

- ・ 感染リスク低減のため、会場の座席は間隔をあけた配置としますので、ご用意出来る座席数に限りがございます。席数を上回るご来場の場合、入場者を制限して入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 株主総会の議事は時間を短縮して行う予定です。また、株主様からのご質問、ご発言を制限させていただく場合がございますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ・ 出席する議長を含め全役員におきましては、マスク着用にて本総会を執り行わせていただく予定でございます。
- ・ 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における事業環境は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が継続し、特に2021年1月以降は二度にわたって緊急事態宣言が発令されるなど、厳しい状況が続きました。消費環境におきましても、日常における各種行動が制限される状態に大きな変化は無く、個人消費は弱い動きが続いております。

スポーツ用品小売業界におきましては、学校での部活動や、各種スポーツイベントが中止・縮小されるなどの影響を受けましたが、健康意識の高まりや、密を避けるために屋外での活動が増えるなど、スポーツ・アウトドア関連の需要が拡大する場面も見られました。

このような状況の下、当社グループは、大きく変化している生活様式や消費行動にいち早く対応すべく、自社ECサイトのサービス拡充、自社ポイントプログラムの会員数拡大、デジタルマーケティングの強化など、デジタル領域の強化を優先して進めております。

また、各取引先とは協業体制をより深め、当社限定商品の開発や、当社独自のコンテンツでの情報発信などの取り組みを発展させております。当社のオリジナルブランド商品におきましても、ラインナップの拡充やプロモーションの強化を進め、売上高の確保に注力してまいりました。これらの結果、当連結会計年度の売上高につきましては前年を上回ることとなりました。

店舗の出退店の状況につきましては、「アルペン」3店舗、「スポーツデポ」2店舗、「その他」3店舗を出店し、「アルペン」2店舗、「ゴルフ5」2店舗、「スポーツデポ」1店舗、「その他」1店舗を閉鎖いたしました。

以上により、当連結会計年度末の店舗数は「アルペン」52店舗、「ゴルフ5」194店舗、「スポーツデポ」145店舗、「その他」3店舗の計394店舗となり、売場面積は1,450坪増加し249,787坪となりました。

利益面につきましては、前年まで過剰感のあった在庫が適正水準に落ち着き、年間を通してその水準を維持し続けたことで処分販売が減少し、売上総利益率が改善いたしました。また、販売費及び一般管理費につきましては、恒常的な業務内容の見直しによって経費の削減を進めていることに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえた慎重な経費使用を行いました。これにより、営業利益は前年を大きく上回る結果となりました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は233,215百万円（前期比7.0%増）、営業利益15,088百万円（同265.0%増）、経常利益

16,836百万円（同193.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益10,773百万円（前期は17百万円）となりました。

商品部門別売上高

期 部門	2020年6月期		2021年6月期		
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	前期比 (%)
一般スポーツ	130,358	59.8	133,707	57.3	102.6
ゴルフ	75,558	34.7	88,996	38.2	117.8
ウインター	7,576	3.5	6,628	2.8	87.5
その他	4,449	2.0	3,882	1.7	87.3
合計	217,943	100.0	233,215	100.0	107.0

商品部門別の概要は次のとおりであります。

(一般スポーツ)

一般スポーツ用品につきましては、野球やサッカー等の競技スポーツカテゴリーが、学校での部活動が制限される状況が継続したため、低調な動きとなりました。また、シューズやアパレルに関しても、外出機会の減少による需要の低下や、フィットネスジムなどの屋内施設を敬遠する動きが続いたことで、年間を通じて低調な推移となりました。一方で、キャンプ用品が以前より成長領域として取り組みを強化していた中で、コロナ禍において密を避けられるアクティビティとして話題が集まったことで、年間を通じて好調に推移いたしました。その結果、売上高は133,707百万円（前期比2.6%増）となりました。

(ゴルフ)

ゴルフ用品につきましては、密を避けられるスポーツとして注目され、比較的若い世代のプレイヤーも増加するなど、市場は好調に推移しております。そのような中、当社といたしましては主要メーカーと協業した販促企画の展開や、売場演出の強化をさらに進めたほか、「初心者応援宣言」としてコロナ禍を機にゴルフを始めた方のサポートを行うことで、好調な需要を取り込んでまいりました。その結果、売上高は88,996百万円（同17.8%増）となりました。

(ウインター)

ウインター用品につきましては、近年続く暖冬への対応としてウインター用品の取扱い店舗を絞り込み、効率化を図りました。今シーズンは冬らしい気温となり十分な降雪にも恵まれたため、取扱いを継続した店舗につきましては前年を上回る推移となりましたが、全体としては前年実績を下回り、売上高は6,628百万円（同12.5%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における差入保証金等を含めた設備投資の総額は4,789百万円でありました。主な投資といたしましては当連結会計年度中の新規出店（「アルペン」3店舗、「スポーツデポ」2店舗、および「その他」3店舗、合計8店舗）であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達の状況につきましては、特筆すべき事項はありません。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第46期 2018年6月	第47期 2019年6月	第48期 2020年6月	第49期 (当連結会計年度) 2021年6月
売上高(百万円)	227,675	228,267	217,943	233,215
親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	1,979	△935	17	10,773
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)(円)	48.89	△23.10	0.43	274.92
総資産(百万円)	203,379	196,440	175,734	207,909
純資産(百万円)	105,079	102,852	98,883	108,807

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第47期の期首から適用しており、第46期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症についてはワクチンへの期待感が広まっておりますが、感染の収束はいまだ不確実であり、先行きは不透明な状況となっております。また、コロナ禍によって人々の生活様式や消費行動が変化しているほか、デジタル化の進展などによって経営環境はさらに大きく変化するものと予想されます。

このような状況の下、当社グループは、成長が期待できるアウトドアやスポーツアパレルを中心に展開をさらに強化してまいります。アウトドア領域におきましては、「アルペンアウトドアーズ/マウンテンズ」を軸に、アウトドア市場での存在感をより一層高めてまいります。スポーツアパレル領域におきましては、オリジナルブランドはもとより、ナショナルブランド各社とも協業し、独自性のある優れた商品の企画によって、さらなる売上高の増加に努めてまいります。その他、コロナ禍をきっかけに活況となっているゴルフにおきましても、独自のマーケティング施策や取扱い商品の強化、サービスレベルの向上により、市場シェアの拡大に努めてまいります。また、店舗スタッフの専門性・販売力をより向上させ、スポーツ専門店No.1としての接客サービスを提供し、お客様により一層満足いただける店舗を構築してまいります。

さらにデジタル領域におきましても、成長し続けるEC市場への対応を最優先に取り組んでいくとともに、2019年4月に導入した新会員プログラムの顧客データを活用し、リアル店舗・EC双方でお客様の利便性向上を図り、満足いただけるサービスの提供を実現してまいります。

コスト面におきましては、あらゆる面において業務の見直しを徹底的に行い、生産性の向上を図ることで、売上高に対するコスト水準をもう一段階低減し、業績向上のための経営基盤の強化に努めてまいります。

また、新規業態の開拓や、競争が激化していくなかで増加することが予測されるM&A等、さらなる成長のための施策につきましても適切に判断しながら積極的に取り組んでまいります。

収益力の拡大のための課題に加えて、コンプライアンスの強化とサステイナビリティへの対応を積極的に進めてまいります。スポーツをするために必要な「自然環境を守る」こと、「スポーツを楽しむ愛好家を育む」ことは当社の責任であり使命と考え、この2つの課題に対し2025年までに達成すべき10の目標を設定し、全社をあげて活動を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率(%)	主要な事業の内容
㈱ アルペンリゾート	10百万円	100.0	ゴルフ場の経営
㈱ エム・アイ・ゴルフ	10百万円	100.0	ゴルフ場の経営
㈱ エス・エー・ピー	10百万円	100.0	不動産仲介、損害保険代理業
JAPANA (CAMBODIA) CO., LTD.	300万米ドル	100.0	スポーツウェア・グローブの製造
JAPANA TECHNICAL CENTER (CAMBODIA) CO., LTD.	50万米ドル	100.0	靴の製造
ジャパーナ(無錫)商貿有限公司	290万米ドル	100.0	スポーツ用品の販売ならびに輸出入

(注) 当社は、連結子会社であった㈱ジャパーナを2020年7月1日付で吸収合併いたしました。

(7) 主要な事業内容 (2021年6月30日現在)

主要な事業内容は、次のとおりであります。

① 小売事業

主にスポーツ用品の販売および製造を行っております。なお、商品部門別の取扱い商品は次のとおりであります。

一般スポーツ部門・・・トレーニング・フィットネス用品、キャンプ・トレッキング用品、スポーツウェア、マリン用品、テニス・卓球等のラケット用品、野球・サッカー等の球技用品等

ゴルフ部門・・・ゴルフ用品等

ウィンター部門・・・スキー・スノーボード用品等

② その他

主にスキー場、ゴルフ場の運営、およびフィットネスクラブの運営を行っております。

(8) 主要な事業所 (2021年6月30日現在)

当 社	<p>(本社) 愛知県名古屋市中区</p> <p>(店舗) アルペン 52店舗</p> <p>ゴルフ 5 194店舗</p> <p>スポーツデポ 145店舗</p> <p>その他 3店舗</p> <p>アルペンクイックフィットネス 10店舗</p> <p>フィットネスクラブ 2店舗</p> <p>(スキー場) 岐阜県郡上市</p> <p>(ゴルフ場) 岐阜県瑞浪市、北海道美唄市</p> <p>(ゴルフ練習場) 北海道北広島市</p> <p>(倉庫) 愛知県小牧市、愛知県春日井市、愛知県一宮市、千葉県印西市</p> <p>(工場) 岐阜県可児郡御嵩町</p>
(株)アルペンリゾート	<p>(本社) 愛知県名古屋市中区</p> <p>(ゴルフ場) 三重県四日市市</p>
(株)エム・アイ・ゴルフ	<p>(本社) 愛知県名古屋市中区</p> <p>(ゴルフ場) 千葉県市原市、茨城県笠間市、茨城県常陸大宮市</p>
(株)エス・エー・ピー	<p>(本社) 愛知県名古屋市中区</p>
JAPANA (CAMBODIA) CO., LTD.	<p>(本社) カンボジア王国スバイリエン州バベット地区</p>
JAPANA TECHNICAL CENTER (CAMBODIA) CO., LTD.	<p>(本社) カンボジア王国スバイリエン州バベット地区</p>
ジャパーナ(無錫)商貿有限公司	<p>(本社) 中華人民共和国江蘇省無錫市</p>

(9) 使用人の状況 (2021年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,982名(4,502名)	312名減(220名減)

(注) 使用人数は就業人員であり、使用人数欄の(外書)は、臨時社員の最近1年間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,693名(4,437名)	48名増(184名減)	42歳4ヶ月	16年6ヶ月

(注) 使用人数は就業人員であり、使用人数欄の(外書)は、臨時社員の最近1年間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

(10) 主要な借入先 (2021年6月30日現在)

(単位:百万円)

借入先	借入金残高
(株)三井住友銀行	8,000
シンジケートローン	7,500
(株)三菱UFJ銀行	2,500
(株)みずほ銀行	2,100

(注) シンジケートローンは、(株)三井住友銀行を主幹事とするものであります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年6月30日現在）

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 125,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 40,488,000株 |
| (3) 株主数 | 35,797名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
(株) エー・エム・インターナショナル	13,582,960	34.66
水 野 泰 三	7,166,020	18.29
水 野 敦 之	3,326,280	8.49
(株) 日本カストディ銀行 (信 託 口 9)	856,300	2.19
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信 託 口)	793,800	2.03
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	666,650	1.70
アルペン社員持株会	584,714	1.49
(株)日本カストディ銀行（信託口）	370,900	0.95
(株) 三 井 住 友 銀 行	360,000	0.92
(株) 日本カストディ銀行 (信 託 口 5)	233,800	0.60

- (注) 1. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。
2. 当社は、自己株式1,299,781株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2021年6月30日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	水野 敦之	JAPANA (CAMBODIA) CO., LTD. 会長 JAPANA TECHNICAL CENTER (CAMBODIA) CO., LTD. 会長 ジャパーナ（無錫）商貿有限公司 董事長
取締役副社長	村瀬 一夫	
取締役	水巻 泰彦	管理本部長
取締役 （常勤監査等委員）	鈴木 猛仁	
取締役 （監査等委員）	花井 増實	弁護士 万朶総合法律事務所パートナー
取締役 （監査等委員）	川瀬 良三	税理士 川瀬税理士事務所所長
取締役 （監査等委員）	山内 和雄	公認会計士 山内和雄公認会計士事務所所長 日本デコラックス㈱社外取締役（監査等委員） 愛知県監査委員

- (注) 1. 監査等委員である取締役花井増實氏、川瀬良三氏および山内和雄氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役川瀬良三氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員である取締役山内和雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、監査等委員である取締役花井増實氏、川瀬良三氏および山内和雄氏を、(株)東京証券取引所および(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
5. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、鈴木猛仁氏を常勤の監査等委員である取締役として選定しております。
6. 監査等委員である取締役山内和雄氏は、日本デコラックス㈱の監査等委員である社外取締役であり、また、愛知県監査委員であります。各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
7. 2021年2月12日付で、水野泰三氏が代表取締役会長を辞任いたしました。なお、退任時における担当および重要な兼職はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役および社外取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬等については、当社および当社グループの企業業績と株主価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材を確保・維持することが可能な、職責に十分見合う報酬水準および報酬体系となるよう定める。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬である基本報酬ならびに業績連動報酬等としての役員賞与で構成する。

ただし、社外取締役の報酬は基本報酬のみとする。

当社の監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬のみで構成する。監査等委員である取締役の個人別の報酬の額は、監査等委員の協議により決定する。

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬（固定報酬）の個人別報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、毎月均等に支給する。基本報酬は経営および業務執行を担う職責に対し、その対価として支給することとし、同様の役位を担う場合、個人別の基本報酬は同額とする。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役位別の報酬は、当社と同程度の事業規模や関連する業種に属する企業の報酬水準を踏まえ、役位ごとに決定する。

ウ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績連動報酬等の内容および額または数の算定方式の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績連動報酬等は金銭報酬の役員賞与のみとし、短期的な業績向上へのインセンティブと位置づけ、取締役に対して、各事業年度ごとの業績、会社の財政状況等を総合的に勘案して支給することとし、原則として年1回一定の時期に支給する。

エ. 金銭報酬（固定報酬）の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

固定報酬と業績連動報酬の割合については、経営環境、経営状況等を考慮しながら設定する。なお、非金銭報酬等は支給しない。
 オ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額については、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うことに最も適していることから、代表取締役社長に一任する。代表取締役社長は各取締役の基本報酬の額および各取締役の個別の管掌する事業領域の業績を踏まえた賞与の額を決定する。監査等委員である取締役は、決定の方法および内容を精査し、不合理な点がある場合、取締役会に報告するものとする。

②取締役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	支給額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	4名	120	100	20	—
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	4名 (3名)	18 (7)	18 (7)	— —	— —
合 計	8名	139	119	20	—

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2015年9月25日開催の第43回定時株主総会において年額300百万円（うち社外取締役30百万円）とすることが決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）は6名です。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年9月25日開催の第43回定時株主総会において年額50百万円とすることが決議されております。当該株主総会終結時点の監査等委員は4名です。
3. 業績連動報酬等にかかる指標は、事業年度ごとの業績および業績への貢献度であり、また、当該指標を選定した理由は、小売業を中心とした当社グループは、環境変化に対して対応の早さを重要視しており、指標に対しての結果だけでなく、変化対応のための数字に表れない貢献度も重要と考えております。業績連動報酬等の額の算定方法は、各事業年度の業績の達成度合いをベースに貢献度を考慮し、賞与として原則年1回一定の時期に支給することとしております。

(4) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 社外取締役花井増實氏は、万朶総合法律事務所パートナーを兼務しております。
 当社と兼務先との間には特別な関係はありません。
 社外取締役川瀬良三氏は、川瀬税理士事務所所長を兼務しております。
 当社と兼務先との間には特別な関係はありません。
 社外取締役山内和雄氏は、山内和雄公認会計士事務所所長、日本デコラック株式会社監査等委員である社外取締役および愛知県監査委員を兼務

しております。

当社と各兼務先との間には特別な関係はありません。

- ②当事業年度における出席状況、発言状況および社外取締役として期待される役割に関して行った職務の状況

社外取締役（監査等委員）花井増實

当事業年度に開催された取締役会25回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。

弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

社外取締役（監査等委員）川瀬良三

当事業年度に開催された取締役会25回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。

税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

社外取締役（監査等委員）山内和雄

当事業年度に開催された取締役会25回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。

公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法および監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および第3項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性および信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

ア. 取締役および使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するため、コンプライアンス全体を統括する組織として、「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、統括部署を設置する。

イ. コンプライアンスの推進については、コンプライアンス規程およびコンプライアンスコードを制定し、取締役および使用人の行動規範として遵守するよう周知徹底する。

ウ. 反社会的勢力に対しては、コンプライアンスコードに基づき、毅然とした態度で排除する。

エ. 各部室およびグループ各社は、遵守すべき法令等の自主点検制度による点検を行うとともに、内部監査室が監査する。これら活動は定期的に監査等委員会および取締役会に報告されるものとする。

オ. また、当社は、内部通報規程により相談・通報体制を設け、取締役および使用人が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気づいた時は、ホットラインにより通報することを定める。この場合、通報者の希望により匿名性を保証するとともに、当社は通報者に対して不利益な扱いは行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程に従い文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成するとともに、文書管理規程に従い適切に保存および管理を行う。取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理全体を統括する組織として「コンプライアンス委員会」を設け、有事においては、「リスク管理規程」に基づき、「緊急対策本部」を設置して危機管理にあたることとする。平時においては、各部室および子会社が自主点検制度によりその有するリスクの洗い出しおよび自主点検を行い、そのリスク軽減等に取り組むとともに、内部監査室がそのリスク状況の監査を行い、コンプライアンス委員会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を原則として月2回開催し、取締役会規程等に基づき重要事項の決定および取締役の業務執行の監督等を行う。業務の運営については、中期経営計画、総合予算制度、月次損益制度による予算統制を実施する。職務については、組織基本規程、職務分掌規程、職務権限規程により権限分配と業務の効率化を図る。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 当社は、「関係会社管理規程」を制定し、関係会社を管理する部署を設置して総括的に管理することで、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、提示、要請の伝達が効率的に行われる体制を構築する。

イ. グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。

ウ. 当社取締役、部長およびグループ各社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立の責任を有する。子会社の重要な案件については、規程に基づき当社へ決裁を求めまたは報告する制度をとる。

エ. 監査等委員会が、会計監査人および内部監査室と連携して、グループ全体の監視・監査を適正に行える体制を構築する。

オ. 内部監査室は、当社および子会社の監査を実施し、その重要度に応じ監査等委員会、取締役会等の機関に報告し、業務の適正を確保する体制を構築する。

カ. 当社のリスク管理、内部通報制度は、グループ各社を含めた体制とする。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はいないが、要望があった場合には協議により必要とされる監査等委員会の業務補助のため監査等委員会スタッフを置くこととする。その人事については、監査等委員会の事前の同意を得て行うとともに独立性を確保するものとする。

また、監査等委員会スタッフは、監査等委員会に専属することとし、他の業務を一切兼任させないことにより、監査等委員会の監査等委員会スタッフに対する指示の実効性を確保する。

- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ア. 取締役および使用人は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
 - イ. 取締役または使用人は、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況その他コンプライアンス上重要な事項を速やかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査等委員会との協議により決定する方法による。
 - ウ. 監査等委員会で選定された選定監査等委員は、取締役および支配人その他の使用人に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求めることができる。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する事項
- 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査等委員会の過半数は独立社外取締役とし、対外透明性を担保する。
 - イ. 監査等委員会が独自に意見形成するため必要と認める時は、自らの判断で、専門の弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを活用する。
 - ウ. 監査等委員会は、代表取締役社長、内部監査室および会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換する会を設定する。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社およびグループ会社は、金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制評価制度に適切に対応するため、「財務報告に係る内部統制構築の基本方針」を制定し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社およびグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

コンプライアンス検討会において、各部室およびグループ各社から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、コンプライアンス委員会において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施いたしました。

(3) 取締役会による剰余金配当等の権限行使に関する方針

当社は、消費者の健康で豊かな生活の実現に貢献することを通じて、将来にわたっての企業体質の充実と事業展開の拡大を図り、株主に対する利益還元と株主資本利益率の向上を基本方針としております。

配当については、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本とし、業績の進捗状況に応じて配当性向を勘案のうえ、株主に対し積極的な利益還元を行う方針であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり25円とさせていただきます。すでに、2021年3月8日に実施済みの中間配当金20円とあわせまして、年間配当金は1株当たり45円となります。

連結貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	(129,670)	流動負債	(81,016)
現金及び預金	56,948	支払手形及び買掛金	47,113
受取手形及び売掛金	8,368	1年内返済予定の長期借入金	12,100
商品及び製品	61,310	未払法人税等	4,750
その他	3,118	引当金	2,376
貸倒引当金	△74	その他	14,675
固定資産	(78,238)	固定負債	(18,085)
有形固定資産	(42,875)	長期借入金	9,500
建物及び構築物	21,282	リース債務	3,635
土地	13,563	引当金	977
リース資産	3,237	退職給付に係る負債	76
その他	4,792	その他	3,896
無形固定資産	(4,303)	負債合計	99,102
投資その他の資産	(31,059)	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	4,628	株主資本	(108,184)
差入保証金	17,950	資本金	15,163
その他	8,540	資本剰余金	21,626
貸倒引当金	△59	利益剰余金	73,877
資産合計	207,909	自己株式	△2,482
		その他の包括利益累計額	(622)
		その他有価証券評価差額金	125
		為替換算調整勘定	24
		退職給付に係る調整累計額	472
		純資産合計	108,807
		負債・純資産合計	207,909

連結損益計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		233,215
売上原価		134,420
売上総利益		98,795
販売費及び一般管理費		83,707
営業利益		15,088
営業外収益		
受取利息	130	
不動産賃貸料	1,019	
協賛金収入	432	
その他	881	2,464
営業外費用		
支払利息	153	
不動産賃貸費用	515	
その他	47	716
経常利益		16,836
特別利益		
固定資産売却益	151	
受取保険金	60	211
特別損失		
減損損失	892	
店舗閉鎖損失	215	
その他	105	1,213
税金等調整前当期純利益		15,834
法人税、住民税及び事業税	4,707	
法人税等調整額	353	5,060
当期純利益		10,773
親会社株主に帰属する当期純利益		10,773

連結株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から)
(2021年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	15,163	21,626	64,671	△2,484	98,975
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,567		△1,567
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			10,773		10,773
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬		0		2	3
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	0	9,206	2	9,208
当 期 末 残 高	15,163	21,626	73,877	△2,482	108,184

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	57	32	△1	△180	△92	98,883
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△1,567
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益						10,773
自 己 株 式 の 取 得						△0
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬						3
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	67	△32	25	653	714	714
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	67	△32	25	653	714	9,923
当 期 末 残 高	125	－	24	472	622	108,807

貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	(128,040)	流動負債	(80,598)
現金及び預金	55,542	支払手形	517
売掛金	8,227	電子記録債務	26,427
商品及び製品	61,351	買掛金	20,059
貯蔵品	55	1年内返済予定の長期借入金	12,100
前払費用	2,173	リース債務	1,258
その他	709	未払金	8,333
貸倒引当金	△18	未払費用	1,453
固定資産	(78,049)	未払法人税等	4,661
有形固定資産	(39,344)	前受金	577
建物	19,137	預り金	519
構築物	980	賞与引当金	329
機械及び装置	289	ポイント引当金	2,022
車両運搬具	19	役員賞与引当金	20
工具、器具及び備品	1,833	その他	2,319
土地	12,465	固定負債	(17,560)
リース資産	3,237	長期借入金	9,500
建設仮勘定	716	リース債務	3,635
その他	664	役員退職慰労引当金	629
無形固定資産	(2,970)	転貸損失引当金	348
借地権	21	資産除去債務	1,642
商標権	2	その他	1,804
ソフトウェア	2,778	負債合計	98,159
その他	168	純資産の部	
投資その他の資産	(35,734)	株主資本	(107,805)
投資有価証券	1,055	資本金	15,163
関係会社株式	4,276	資本剰余金	25,075
関係会社長期貸付金	1,620	資本準備金	25,074
長期前払費用	1,210	その他資本剰余金	0
前払年金費用	341	利益剰余金	70,049
繰延税金資産	4,515	利益準備金	50
差入保証金	17,943	その他利益剰余金	69,999
その他	5,250	別途積立金	10
貸倒引当金	△480	繰越利益剰余金	69,989
資産合計	206,090	自己株式	△2,482
		評価・換算差額等	(125)
		その他有価証券評価差額金	125
		純資産合計	107,930
		負債・純資産合計	206,090

損 益 計 算 書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		230,841
売 上 原 価		135,144
売 上 総 利 益		95,696
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		81,683
営 業 利 益		14,012
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	141	
不 動 産 賃 貸 料	1,020	
協 賛 金 収 入	431	
そ の 他	814	2,408
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	153	
不 動 産 賃 貸 費 用	515	
そ の 他	35	704
経 常 利 益		15,716
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	148	
受 取 保 険 金	60	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	7,440	7,649
特 別 損 失		
減 損 損 失	892	
店 舗 閉 鎖 損 失	215	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	191	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	420	
そ の 他	94	1,814
税 引 前 当 期 純 利 益		21,551
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,609	
法 人 税 等 調 整 額	319	4,928
当 期 純 利 益		16,622

株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	15,163	25,074	—	25,074	50	10	54,934	54,994
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△1,567	△1,567
当期純利益							16,622	16,622
自己株式の取得								
譲渡制限付株式報酬			0	0				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	0	0	—	—	15,055	15,055
当 期 末 残 高	15,163	25,074	0	25,075	50	10	69,989	70,049

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△2,484	92,747	57	57	92,804
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△1,567			△1,567
当期純利益		16,622			16,622
自己株式の取得	△0	△0			△0
譲渡制限付株式報酬	2	3			3
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			67	67	67
事業年度中の変動額合計	2	15,058	67	67	15,126
当 期 末 残 高	△2,482	107,805	125	125	107,930

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年8月24日

株式会社アルペン
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鈴木 賢次 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 金原 正英 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アルペンの2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルペン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年8月24日

株式会社アルペン
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人 名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 賢次 ⑩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 金原 正英 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルペンの2020年7月1日から2021年6月30日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第49期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、オンライン形式での情報交換等も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしながら整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年8月25日

株式会社アルペン 監査等委員会

常勤監査等委員 鈴木 猛 仁 ㊟
社外監査等委員 花 井 増 實 ㊟
社外監査等委員 川 瀬 良 三 ㊟
社外監査等委員 山 内 和 雄 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）が任期満了となります。つきましては、当社の経営体制の強化を図るため、取締役2名を増員することとし、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関し、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
1	みず の たい ぞう 水 野 泰 三 (1948年11月8日生)	1972年7月 当社設立代表取締役社長 2016年9月 当社代表取締役会長	7,166,020株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>水野泰三氏は、当社創業者であり、長年にわたり強いリーダーシップを発揮し経営を担ってきており、2016年からは代表取締役会長を務め、当社の経営において豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者といたしました。</p>			
2	みず の あつ し 水 野 敦 之 (1977年10月21日生)	2000年4月 当社入社 2002年8月 当社監査役 2003年9月 当社販売部スポーツデポ 2005年2月 当社戦略企画室 2011年12月 当社ミフト事業部長 2014年9月 当社取締役 2015年3月 当社常務取締役、 デジタル推進本部長、 デジタルマーケティング部長 2015年9月 当社専務取締役 2016年1月 当社マーケティング本部長 2016年9月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) JAPANA (CAMBODIA) CO., LTD. 会長 JAPANA TECHNICAL CENTER (CAMBODIA) CO., LTD. 会長 ジャパーナ（無錫）商貿有限公司董事長	3,326,280株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>水野敦之氏は、戦略部門および販売部門を歴任し、2016年からは代表取締役社長を務め、豊富な経験と当社における経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	むら せ かず お 村 瀬 一 夫 (1955年12月27日生)	1976年4月 当社入社 1992年7月 当社商品第四部長 1996年5月 当社商品第三部長 2001年9月 当社取締役、 商品第三部担当役員、 商品第四部担当役員、 商品第五部担当役員、 商品第六部担当役員 2003年9月 当社商品統轄役員 2004年10月 当社商品本部長 2006年7月 当社商品第五部長 2008年9月 当社常務取締役 2014年9月 当社専務取締役 2018年2月 当社取締役副社長（現任）	21,200株
	<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>村瀬一夫氏は、長年にわたり商品管理部門を指揮し、また2001年からは取締役を務め、豊富な経験と当社における経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		
4	みず まき やす ひこ 水 巻 泰 彦 (1958年1月26日生)	1982年3月 当社入社 1998年9月 当社経理部長 2001年7月 当社財務部長 2008年9月 当社取締役（現任） 2009年9月 当社管理本部長（現任）	12,200株
	<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>水巻泰彦氏は、長年にわたり財務部門を指揮し、また2008年からは取締役を務め、豊富な経験と当社における経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	まつもと あやこ 松本 絢子 (1981年3月27日生)	2005年10月 第一東京弁護士会登録 西村ときわ法律事務所(現 西村あさひ法律事務所) 入所 2013年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2017年1月 西村あさひ法律事務所パートナー(現任)	—
	<p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)</p> <p>松本絢子氏は、弁護士として高度な法律面の知見を有しております。今後当社において課題となる、コーポレートガバナンス、M&A、個人情報保護などの様々な観点で幅広い経験を有していることから、新たに社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松本絢子氏の戸籍上の氏名は、山田絢子であります。
3. 松本絢子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 松本絢子氏は東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員要件をすべて満たしており、候補者と一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断しておりますが、候補者の所属する西村あさひ法律事務所の方針に従い、独立役員として指定、届け出は行いません。
5. 松本絢子氏の選任が承認された場合、当社との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする契約を締結する予定であります。
6. 当社は、取締役(監査等委員である取締役を含む。以下同じ。)を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用が填補されることとなります。なお、当該保険料は全額当社が負担しております。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役花井増實氏、川瀬良三氏および山内和雄氏が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	はな い ます み 花 井 増 實 (1951年12月15日生)	1979年4月 名古屋弁護士会登録 1999年3月 万朶総合法律事務所 開業 (現任) 2003年9月 当社社外監査役 2014年4月 愛知県弁護士会 会長 2015年9月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職) 万朶総合法律事務所パートナー	2,100株
(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 花井増實氏は、長年にわたり監査役を務め、監査等委員会設置会社へ移行後は、監査等委員である取締役を務めております。弁護士としての高度な法律面の見識を有し、この知見を当社の経営の監督・監査に活かしていただくため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	かわ せ りょう ぞう 川 瀬 良 三 (1951年3月15日生)	1970年4月 名古屋国税局入局 2005年7月 西尾税務署長 2006年7月 名古屋国税局 課税第二部法人課税課長 2007年7月 税務大学校名古屋研修所長 2008年7月 名古屋国税局 課税第二部次長 2009年7月 昭和税務署長 2010年7月 退官 2010年9月 川瀬税理士事務所 開業 (現任) 2011年9月 当社社外監査役 2015年9月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職) 川瀬税理士事務所所長	—
<p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)</p> <p>川瀬良三氏は、長年の国税局任官および税理士として培われた会計・税務知識を有し、この知見を当社の監督・監査に活かしていただくため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	やま うち かず お 山 内 和 雄 (1951年2月13日生)	1981年3月 監査法人伊東会計事務所入所 1982年3月 公認会計士登録 2001年1月 中央青山監査法人代表社員就任 2007年8月 あずさ監査法人代表社員就任 2010年9月 有限責任あずさ監査法人監事 2013年6月 有限責任あずさ監査法人退職 2013年7月 山内和雄公認会計士事務所 開業 (現任) 2014年9月 当社社外監査役 2015年6月 日本デコラックス(株)社外取締役 (監査等委員) (現任) 2015年9月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) 2017年4月 愛知県監査委員 (現任) (重要な兼職) 山内和雄公認会計士事務所所長 日本デコラックス(株)社外取締役 (監査等委員) 愛知県監査委員	—
<p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)</p> <p>山内和雄氏は、公認会計士としての専門的な知識、実務経験および株式会社の監査に関する高い見識を有しており、この知見を当社の監督・監査に活かしていただくため、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 花井増實氏、川瀬良三氏および山内和雄氏は、社外取締役候補者であります。
3. 花井増實氏は、当社の監査等委員である社外取締役に就任してから6年になります。また、当社の監査役としての在任期間は12年であります。
4. 川瀬良三氏は、当社の監査等委員である社外取締役に就任してから6年になります。また、当社の監査役としての在任期間は4年であります。
5. 山内和雄氏は、当社の監査等委員である社外取締役に就任してから6年になります。また、当社の監査役としての在任期間は1年であります。
6. 当社と花井増實氏、川瀬良三氏および山内和雄氏との間につきましては、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。花井増實氏、川瀬良三氏および山内和雄氏の再任が承認された場合、当社は同様の契約を継続する予定であります。
7. 花井増實氏、川瀬良三氏および山内和雄氏を、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ており、選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
8. 当社は、取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用が填補されることとなります。なお、当該保険料は全額当社が負担しております。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額は、2015年9月25日開催の第43回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役30百万円以内。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別に、当社の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は3名ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は4名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年1万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から3年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 当社は、対象取締役が、譲渡制限期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7) 本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

(8) 本譲渡制限付株式の発行または自己株式の処分は、当社の取締役の報酬等として発行等するものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込みは要しない。

なお、当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、上記のとおり、本譲渡制限付株式の払込金額は特に有利とされない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本議案は相当なものであると判断しております。

以上

株主総会会場のご案内図

会 場 名古屋市中区丸の内二丁目9番40号

当 社 アルペン丸の内タワー23階会議室

公共交通機関 地下鉄桜通線・鶴舞線「丸の内」駅

・ 1番出口より約60m

・ 北改札口前エレベーター出口より約170m

※お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮いただき公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

